

【Q&A集】 慰労金関係（令和2年7月30日時点）

「支給要領」：鳥取県新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金支給要領（令和2年7月21日第202000104753号）

| 掲載日          | 質問  | 回答   |
|--------------|---|--|
| 1<br>R2.7.30 | 職員への慰労金支給を早急に行う為、介護慰労金事業の申請書のみ先行して提出し、その他の支援事業（「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」「在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業」「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」）分の申請については後日提出することは可能か？ | 介護慰労金事業とその他の事業の申請については、原則、同時に申請していただきますようお願いいたします。しかし、当補助金は、運営法人が所管するすべての事業所分を取りまとめ申請することを想定しており、該当事業所の慰労金とその他の支援事業分の計画を全て取りまとめ提出した場合、職員の方への慰労金支給が大幅に遅れることも懸念されることから、早急に慰労金を支給する必要がある場合には、慰労金支援事業分のみ申請書を先行して提出していただくことは差し支えありません。なお、その場合でも、後日、提出するその他の支援事業分の申請については、1回で提出していただきますようお願いいたします。                                     |
| 2<br>R2.7.30 | 当補助金・慰労金は、法人単位で申請する必要があるが、指定介護サービス事業所・施設とサ高住等の介護保険外事業分の申請は、一括して国保連に申請するのか。あるいは一括して県に申請すればよいのか？  | 指定介護サービス事業所分は国保連に、介護保険外の事業所分については県にそれぞれ分けて提出してください。（いずれかに一括して提出することはできません）   |
| 3<br>R2.7.30 | 慰労金は、介護サービス事業所等に勤務する職員が医療機関や障害福祉サービス事業所等に勤務する場合でも1人につき1回に限るとされているが、介護・医療・障害福祉のいずれで給付を受けるのかは、法人（職員）の判断によることでよいのか。  | 各職員がどの事業所を經由して慰労金を受給するのかは、各職員の判断となりますが、1人につき1か所から申請を行うこととなります。   |
| 4<br>R2.7.30 | R2.4.1以降に休止、廃止した事業所も対象となるか  | <p>休止事業所の取扱いについては、以下の整理となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 慰労金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の新規・廃止にかかわらず、対象期間に勤務実績がある介護従事者は補助対象</li> </ul> </li> <li>2. その他の支援金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付決定時点で廃止している事業所は補助の対象外</li> <li>・現に休止しているが、1月15日以降に請求実績があるものは補助対象</li> </ul> </li> </ol> |
| 5<br>R2.7.30 | 「支給要領」別紙で定める介護分野の支給対象者について、「基準期間内（令和2年4月10日～令和2年6月30日）に、利用者と接する業務に10日以上勤務した職員等」とあるが、具体的な要件についてお聞きしたい。   | 慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員（派遣労働者の他、業務受託者の労働者として当該当該介護サービス事業所等に働く従事者も含む）であれば、支給要領で定める要件を満たせば対象者になります。  |
| 6<br>R2.7.30 | 「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」の趣旨は、どのような業務内容を指すのか具体的にお示しいただきたい。また、同一建物内の事業所・施設等に勤務している職員であっても上記趣旨に合致しない場合は、対象にならない者もいると解してよいか。                        | <p>利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。</p> <p>継続して提供とは、一定の期間継続的に提供することを前提とした業務であれば対象として差し支えありません。</p>  |

|    |         |  |  |
|----|---------|--|--|
| 7  | R2.7.30 | 利用者と接する職員とは、職種で判断するのではなく、事務員等でも臨時的に利用者に接する業務を行った場合は対象となると解釈してよいか。また良いとした場合、その臨時的対応が10日未満であっても事業所での勤務日が10日以上あれば対象と考えてよいか。   | お見込みのとおりです。<br>利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。<br>また、利用者とは接触する日が1日でもあれば対象となります。                                |
| 8  | R2.7.30 | 「支給要領」の別紙の支給対象者として、「利用者と接する職員」とあるが、具体的にはどの範囲までが対象となるのか（事務職員、清掃員、調理師等も対象となるのか）。また、対象者の確認方法をどうすれば良いか？  | 対象職種には限定はありません。「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員で、かつ、支給要領で定める要件（対象期間に10日以上勤務等）を満たせば対象になります。なお、各事業所においては県からの求めがあった場合には、当該職員が対象職員であることを証する関係書類が提出できるよう適切に保管しておいていただきますようお願いいたします。 |
| 9  | R2.7.30 | みなし指定の居宅療養管理指導事業所における「10日以上勤務した者」とは、薬局等に10日間勤務すればよいのか  | 居宅療養管理指導事業所の職員として、「利用者と接する」必要があることから、居宅療養管理指導を提供するために利用者宅を訪問した日数が、暦日で10日以上ある必要がある。   |
| 10 | R2.7.30 | 慰労金について、訪問介護事業所等の事務員等は対象に含まれるか。  | 訪問介護事業所等において、感染症対策に配慮したサービス提供をヘルパー等と一体となって実現している場合には対象となります。なお、対象期間に訪問サービスを提供していないサービス提供責任者やヘルパーについても同様の取扱いとなります。  |
| 11 | R2.7.30 | 訪問介護事業所の事務員やサービスを提供していないヘルパー等については、「感染症対策に配慮したサービス提供をヘルパー等と一体となって実現している場合には対象となります」とされている。支給要領では利用者と接する職員とされているところだが、当該職員は、実際に利用者宅でサービス提供を行っていない事務職員でも対象となるのか。   | 感染症対策に配慮したサービス提供をヘルパー等と一体となって実現している場合には、お見込みのとおり対象となります。   |
| 12 | R2.7.30 | 「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業」における利用者とは、新型コロナウイルス感染症の陽性者、濃厚接触者以外の者を含むと解釈してよろしいか  | お見込みのとおりです。  |
| 13 | R2.7.30 | 「慰労金の支給事業」の対象について、ボランティアは対象になるか？   | 要件に該当した職員、派遣労働者、業務受託者において対象となりますが、ボランティアについては対象とはなりません。  |
| 14 | R2.7.30 | 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）について、事業者指定サービスのみが対象となり、委託・補助等によるものは対象外という理解でよいか。<br>一方で、支給要領の別紙の支給対象者（介護分野）のただし書には、介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業者は対象とあるとあるが、この場合、指定外サービス（委託、補助による実施）も対象となるのか。 | 左記の考えのとおり取扱いとなります。   |
| 15 | R2.7.30 | サービス付き高齢者向け住宅も対象となっているが、有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅も含めて全て対象となるという認識でよいか。  | お見込みのとおりです。  |
| 16 | R2.7.30 | 地域包括支援センターの職員も対象になるか。  | 地域包括支援センターの職員も対象になります。また、公立、民間は問いません。  |
| 17 | R2.7.30 | 慰労金20万円の対象範囲について、病院内に事業所がある場合、その事業所の利用者において感染者・濃厚接触者は発生していませんが、感染者・濃厚接触者を病院として受け入れている場合、20万円の支給対象となるか？   | 医療機関と同一空間を共有する併設事業所の場合は、感染者、濃厚接触者に対応した医療機関と同様の取扱いとして差し支えありません。   |

|    |         |  |   |
|----|---------|--|---|
| 18 | R2.7.30 | 生活支援ハウスの職員は慰労金の対象となるか。   | 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）については、公的な仕組みとして位置付けているとともに、1人暮らしに不安がある高齢者に対して住まいを提供して生活支援を行うものであることから、他の居住系サービスと同様に取扱い、慰労金の対象として差し支えありません。  |
| 19 | R2.7.30 | 特定福祉用具販売の福祉用具専門相談員は慰労金の対象になるのか。  | 原則として福祉用具相談専門員が、特定福祉用具販売の業務として、10日以上、利用者の居宅へ訪問をして利用者に接した場合は、慰労金の対象として差し支えありません。   |
| 20 | R2.7.30 | 慰労金の支給基準について、20万円支給対象職員に関して、「※対象期間に10日以上勤務した者であること」とあるが、5万円支給対象職員については、勤務日数にかかわらず（1日未満でも）勤務していれば対象となるのか。   | 支給要領に記載のとおり、20万円、5万円のいずれにしても対象期間に10日以上勤務することが必要です。  |
| 21 | R2.7.30 | 支援対象者は「勤務した日が延べ10日間以上あること」が要件の一つとなっているが、日を跨ぐ夜勤勤務は2日間とカウントするというのでよいか。<br>例）4月10日17時から4月11日9時までの夜勤<br>→延べ2日間   | 慰労金支給に係る勤務日のカウントについては、夜勤により日をまたぎ、当該施設の一日の所定労働時間を超える場合は2日として算定して差し支えない。  |
| 22 | R2.7.30 | 「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業」の対象者である介護サービス事業所等での10日以上勤務実績は、1日当たりの勤務時間の長短は問わないという理解で良いでしょうか。   | 1日当たりの勤務時間の長短は問いません。  |
| 23 | R2.7.30 | 慰労金に関し、支援対象者の要件の一つとして、発生日または受入日から6月30日までの間に「介護サービス事業所・施設等で通算して10日以上勤務した者」とあるが、例えば、7月1日以降に入職し、申請までの間にクラスター等が発生した際に「利用者との接触を伴う」業務に従事した職員は、支給対象とならないのか。 | お見込みのとおりです。   |
| 24 | R2.7.30 | 慰労金の支給事業について、所謂「みなし事業所」や兼務の医師については医療と介護で重複して支給は受けられないという解釈で良いでしょうか。  | お見込みのとおり、重複はできません。  |
| 25 | R2.7.30 | 慰労金の支給対象は、介護サービス事業所・施設等において勤務した日が通算して10日以上とのことですが、例えば、介護施設に5日、障がい者施設に5日勤務した場合は、支給の対象となりますか。  | 介護事業所・施設等と障害福祉サービス事業所・施設等との勤務日の合計を慰労金の要件に合算して差し支えありません。   |
| 26 | R2.7.30 | 慰労金の支給事業に係る対象者である派遣労働者や業務受託者の労働者が対象となる場合、委託元である介護事業所等の法人が慰労金を申請するという考え方で良いか。   | 申請は慰労金の対象となる介護サービス事業所・施設等となるので、派遣労働者や業務受託者の労働者が現に勤務する介護事業所等から請求することになります。   |
| 27 | R2.7.30 | 慰労金の職員への支払方法についてお聞きしたい。  | 各職員へ口座振込か、直接、現金で支給していただきますようお願いします。なお、当慰労金は非課税所得に当たるため、源泉徴収することがないよう留意してください。（振込の際は、給与とは別に振込む等の対応をお願いします） また、直接現金で支給する場合には本人から領収書等を徴取し、県から依頼があった場合にはすぐに提出できるよう整理しておいてください。） |
| 28 | R2.7.30 | 複数事業所に勤務しており、合算で10日間の要件を満たす場合、申請先の法人はどのように確認すればよいか。  | 基本的には、職員からの申告に基づき、当該職員の慰労金を申請する法人から、関係する事業所に確認をすることとなります。   |

|    |         |  |  |
|----|---------|--|--|
| 29 | R2.7.30 | 退職した者はどのように慰労金を申請するのか。   | <p>支給要領に定める支給対象者に該当する者であって、既に介護サービス事業所・施設等を退職した者については、以下のいずれかにより給付申請を行います。</p> <p>ア 対象期間（R2.4.10～R2.6.30）における勤務先による申請</p> <p>イ 対象期間における勤務先が所在する都道府県への直接申請</p> <p>※退職者からの給付申請にあたっては、いずれの場合においても、原則として、当該退職者が勤務していた介護サービス事業所・施設等から勤務期間の証明を取得する必要があります。</p> |
| 30 | R2.7.30 | 支給対象者に該当するものであったが、すでに施設を退職した者については、都道府県に直接申請をすることになっているが、退職者から勤務期間の証明を請求されると思われるが、事業所側から、退職者に事前に対象になることを知らせないといけないのか。また、退職者が施設がある都道府県とは別の地域に住んでいる場合、申請する場所は、退職者が住んでいる都道府県に申請を行うのか。 | <p>別の事業所で働いている可能性もあり、施設から知らせる必要はありません。</p> <p>退職した者は、対象となる施設からの申請か個人で申請となりますが、元の勤務先が所在する都道府県への申請をお願いします。</p> <p>※住所を有する都道府県の申請とすると勤務実績等の確認ができないため</p>  |